

個人情報ファイルの名称	障害者福祉システム	
行政機関等の名称	丹波市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス利用に関する事務処理及び台帳管理を行うため ・ 児童福祉法に基づく障害児通所支援利用に関する事務処理及び台帳管理を行うため	
記録項目	1 宛名番号、2 氏名、3 生年月日、4 年齢、5 住所、6 世帯構成員、7 課税状況、8 電話番号、9 障害者手帳（身体、療育、精神）交付情報、10 障害サービス給付状況、11 障害児通所支援利用等給付実績、12 補装具給付実績、13 日常生活用具給付実績、14 特別障害者手当等給付実績、15 自立支援医療（更生、育成、精神）給付実績、16 地域生活支援事業利用状況	
記録範囲	障害福祉サービス利用者、障害児通所支援利用者、地域生活支援事業利用者	
記録情報の収集方法	障害福祉サービス等の各種申請書、関連機関や医療機関からの情報提供、市民からの直接の申告・提出書類	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	兵庫県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 丹波市福祉部障がい福祉課	
	(所在地) 669-3602 丹波市氷上町常楽 2 1 1 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提		

案の募集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	